

令和6年度第1回滋賀県社会福祉審議会概要

- 1 開催日時 令和7年1月21日(火)15時00分～17時00分
- 2 開催場所 滋賀県危機管理センター1階 大会議室(プレスセンター)
- 3 出席委員(五十音順、敬称略)26名
朝比奈 遥、飯田 寛、石黒 賀津子、市川 忠稔、太田 正則、大西 孝雄、
河島 京子、北居 理恵、空閑 浩人、来見 良誠、坂下 ふじ子、坂本 直幸、
佐藤 すみれ、鈴木 あつ子、寺本 純二、中井 智美、中沢 啓子、長橋 満見子、
松尾 道子、松本 貴志、丸本 千悟、村上 元庸、村松 明日香、山川 すゑ子、
山口 浩次、山本 身江子
- 4 欠席委員(五十音順、敬称略)3名
高橋 健太郎、西澤 茂子、山本 俊夫
- 5 事務局
山田健康医療福祉部長、奥山健康医療福祉部次長、切手健康医療福祉部次長兼医療政策課長
健康福祉政策課:中井課長、高木主幹、田中主査、中川主任主事、矢向主事、森主事
医療福祉推進課:石田課長
障害福祉課:佐藤課長、吉田参事
子ども若者政策・私学振興課:野口課長、出口参事、小寺係長
子育て支援課:山田課長補佐
子ども家庭支援課:川副課長、松田参事
幼小中教育課:谷村参事
滋賀県警少年課:本田課長
- 6 議題
 - (1)委員長職務代理者および専門分科会委員の指名について
 - (2)滋賀県子ども基本条例案要綱について
 - (3)次期「淡海子ども・若者プラン」(案)について
 - (4)次期「滋賀県児童虐待防止計画」(案)について
 - (5)次期「滋賀県配偶者等からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画」(案)について
 - (6)滋賀県地域福祉支援計画の策定について(諮問)
 - (7)滋賀県地域福祉支援計画の取組状況について
 - (8)本県の地域社会を取り巻く現状について
 - (9)滋賀県地域福祉支援計画の改定について

7 議事概要

(司会)

本日は、お忙しいところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから令和6年度第1回滋賀県社会福祉審議会を開催させていただきます。本日、司会進行を務めさせていただきます、健康福祉政策課の高木と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、健康医療福祉部長の山田より御挨拶申し上げます。

(健康医療福祉部長)

滋賀県健康医療福祉部長の山田でございます。

本日は、滋賀県社会福祉審議会を開催しましたところ、何かと御多用の中、御出席いただき、誠にありがとうございます。皆様におかれましては、本県の健康医療福祉行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。また、日ごろ、それぞれのお立場で御尽力いただいていることに、改めて敬意を表します。

さて、本日の内容といたしましては、まず、委員長より、委員長職務代理者および専門分科会委員の指名をいただいた後、子ども若者部より、今年度、制定予定の条例、策定予定の計画について報告を予定しております。その後、滋賀県地域福祉支援計画の策定について諮問させていただきます。

本県では、「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現 すべての地域住民のためにすべての地域住民で支える『地域福祉』による共生社会の構築」を基本理念として、令和7年度末までを計画期間とする滋賀県地域福祉支援計画を令和3年10月に策定し、市町の地域福祉計画の推進を支援してまいりました。一方、計画策定以降、少子高齢化の進展や単身高齢者世帯の増加、孤独・孤立問題の顕在化、権利擁護支援ニーズの増加をはじめ、地域社会を取り巻く状況も変化しており、そうした現状も踏まえながら今後の地域福祉のあり方について検討する必要があると考えております。

本日は、委員の皆様から、地域福祉の更なる推進に向けて、目指すべき方向性や必要と考えられる取組について御意見をお伺いしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、限られた時間ではございますが、豊富な御経験や御見識をもとに、忌憚のない御意見、御提案をいただきますようお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会のあいさつといたします。

(司会)

この会議では、コミュニケーションについての配慮を踏まえて進めます。会議の進行について、注意事項がございます。まず、発言の際にはマイクがお手元に来てから、お名前を名乗った上で、できるだけゆっくり御発言をいただきたいと思います。皆様の御協力をよろしくお願いいたします。また、資料に沿って発言される場合は、資料番号、何ページの何行目の「○○」に

ついてといった具体的な箇所を明示し、御発言いただきますようよろしくお願いします。
続きまして、会場内の状況について御説明します。

会場の中央部分に「口の形」に机が配置されておりまして、そこに委員の皆様には座っていただいています。会場の傍聴席および報道機関の記者席には出席者はありません。

滋賀県の事務局は、関係課職員含め、全員で、19名で、健康医療福祉部長の山田、次長の奥山、切手、および健康福祉政策課の職員がいます。

関係所属から本日は、医療福祉推進課、障害福祉課、子ども若者政策・私学振興課、子育て支援課、子ども家庭支援課、幼小中教育課、警察本部少年課の職員が出席しております。

次に、会議の公開と会議の成立について確認します。

本日の審議会は、公開で開催します。そのため傍聴が可能となっています。会議の内容につきましても、議事概要を後日公開することとなっておりますので、御了承をお願いします。本日の審議会には、現在、委員総数29名中25名の御出席をいただいております、委員総数の過半数以上となりますので、滋賀県社会福祉審議会条例に基づき審議会が有効に成立していることを報告させていただきます。なお、本日、高橋委員、西澤委員、山本委員が御都合により欠席と聞いております。また、中沢委員におかれましては、遅れて参加すると聞いております。続きまして、本日配布している資料の確認をお願いします。資料につきましては、次第に記載しているとおり、資料1から資料6－3という形で御用意しております。揃っておりますでしょうか。もし不足等がございましたら事務局までお申し出願います。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。社会福祉法第10条の規定により、進行は、市川委員長にお願いしたいと思います。委員長、よろしくお願いいたします。

(委員長)

みなさんこんにちは。委員長の市川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会、先ほど部長からお話もありましたとおり、議題がたくさんございますけれども、地域福祉支援計画の改定に向けた議論を中心にとすることで伺っておりますので、そういう形で進めていきたいと思っております。進行に徹していきたいと思っておりますので、着座させていただいて、冒頭に少しだけお話をさせていただきたいと思っております。

皆さん、御承知のとおり、阪神淡路大震災から30年が経過し、報道もあったとおりでございます。当時、私は福祉事務所のソーシャルワーカーで、ちょうど、震災の数か月前に実は西宮に行っておりまして、直後の2月に行きまして、本当に町が変わっていてびっくりしたのを覚えていますし、市役所が潰れていたということがあったと思うのですが、ちょうど市民会館のステージで、罹災証明書の発行支援を行っていた時のことを思い出しておりました。阪神淡路大震災で防災の対応も変わりまして、地域福祉においても、震災の年が「ボランティア元年」と言われております。地域福祉推進の契機ともなりましたし、この30年の地域福祉を担ってこられましたし、基盤も整ってきたのではないかと思います。現在の日本の情勢を考えま

すと、生活が安定しない方がいる中、物価高で生活が苦しくなった人もいる中、経済的にも精神的にも幸せを実感できない人、日々の暮らしの中で幸せを感じられない人がたくさんいる時代、生きづらさや孤独・孤立の体制ですとか、一層、幸せが遠ざかっていくような状況を感じているところでございます。

誰もが幸せを実感できる地域社会ということで、どうつくっていけば良いかということで、国の方でも全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋ができています。一人ひとりが、生きがいをもって、助け合いながら暮らしていく包摂的な社会、地域共生社会ということで、今、国を挙げて取り組んでおられるということですが、このあたり、孤独・孤立対策の推進とか、身寄りのない高齢者等への支援の検討を進めていくということですので、本県においても、誰もが自分らしく幸せを実感できるように具体的に取組を進めていく必要があるかと思っています。

県社協の方でも「幸福の格差」というべき情勢をどう乗り越えていくかということで、色々今考えていまして、高齢者や障害者、子ども、ひきこもり、不登校などあらゆるケアを「ケアラー支援」という枠組みの中で考えていくことができないか、例えば、そういったことを議論している状況でございます。

今日は、報告の中で、本県の地域福祉を取り巻く情勢についての説明もございますし、限られた時間ではございますけれども、計画策定に向けて貴重な御意見を皆様から聞かせていただけるのではないかと考えております。

2025 年になりました。団塊の世代がすべて 75 歳以上となって、医療・介護の費用負担が増大するという悲観的なシナリオになっていたのですが、今は健康寿命も延伸して、元気で活躍する高齢者も増えまして、定年延長で 60 代、みんな働いていますので、地域福祉の担い手は、実は 70 代の人ということで、高齢者がいなければ地域が成り立たないという状態だと思います。

障害のある人もない人も、大人も子どもも、国籍に関わらず、誰もが生きがいを感じられる共生社会を目指しまして、新しい地域福祉をつくっていく計画が策定できることを祈念しております。少し冒頭にお話しさせていただいて、早速、進行に入っていきたいと思います。

最初に、次第の(1)「委員長職務代理者の指名」でございますけれども、滋賀県社会福祉審議会条例第5条の規定によりまして、「委員長が職務に携われない場合に、代わってその職務を行う委員をあらかじめ委員長が指名する」とこととなっておりますので、私の方から指名をさせていただきます。山口委員にお願いしたいと思います。山口委員、どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、次第(1)の「専門分科会委員の指名」でございます。本審議会に設置されております「総合企画専門分科会」の委員の指名を行います。

専門分科会の委員につきましては、滋賀県社会福祉審議会条例第7条の規定によりまし

て、「専門分科会に属する委員を委員長が指名する」こととなっておりますので、誠に僭越でございますが、資料1に記載させていただいております。審議会委員からは、朝比奈委員、石黒委員、丸本委員、空閑委員、山口委員、山川委員、村松委員を指名いたします。また、臨時委員として、資料1の裏面に記載の7名の方を指名いたします。

総合企画専門分科会につきましては、「滋賀県における社会福祉の総合的、長期的な施策の方向はいかにあるべきか」についての調査、審議を所管事項としておりますので、この後、議題としております滋賀県地域福祉支援計画の改定について調査、審議いただくことになります。

続きまして、本日は、報告事項が4点ございます。こちらについては、委員の皆様は、県の福祉の動向について御承知いただきたい事項として事務局より御報告するものでございます。次第の(6)以降の滋賀県地域福祉支援計画の改定に係る、「本県の地域福祉を取り巻く現状」にも関連する部分ですので、先に報告をするものでございます。

時間の都合もありますので、次第の(2)から(5)についてまとめて報告いただき、御質問については、後ほど個別に事務局にお尋ねいただければと思います。ここでどうしても聞きたいことがあればすべての報告の後にお聞き願いたいと思います。

まず、次第の(2)「滋賀県子ども基本条例案要綱」について、事務局より報告をお願いします。

【事務局より、資料2-1について説明】

(委員長)

続きまして、次第の(3)次期「淡海子ども・若者プラン」(案)について、事務局より報告をお願いします。

【事務局より、資料2-2について説明】

(委員長)

続きまして、次第の(4)「滋賀県児童虐待防止計画」(案)について、事務局より報告をお願いします。

【事務局より、資料2-3について説明】

(委員長)

続きまして、次第の(5)「滋賀県配偶者等からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画」(案)について、事務局より報告をお願いします。

【事務局より、資料2－4について説明】

（委員長）

進行の都合上、簡潔に説明をお願いしましたので、細かい内容の説明が省略されていたかと思いますが、後ほど、また個別に事務局に聞いていただきたいと思います。ここで、どうしても聞いておきたいことがあれば挙手をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

では、ここからは、滋賀県地域福祉支援計画の議題に入りたいと思います。まず、次第の(6)「滋賀県地域福祉支援計画の策定について」、事務局より説明をお願いします。

（司会）

知事から、本審議会に対しまして、「滋賀県地域福祉支援計画の策定について」諮問をさせていただきます。

本来ですと、知事から委員長に直接お渡しすべきところですが、他の公務の都合により出席がかなわなかったため、代わって山田健康医療福祉部長より委員長へお渡しいたします。

なお、諮問書の写しにつきましては、資料3として配布しておりますので、御確認ください。

【山田健康医療福祉部長より諮問書の読み上げ、および委員長へ手交】

（委員長）

ただいま、諮問書を受け取りました。それでは、早速、審議に入っていきたいと思います。が、次第の(7)「滋賀県地域福祉支援計画の取組状況」について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局より、資料4について説明】

（委員長）

今の説明に関しまして、御意見や御質問がある方は、御発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

（委員）

6 ページの「スクールソーシャルワーカーの活用事業」についてですが、その前の「淡海子ども・若者プラン」のところでも、社会的養護の子どもについてのことには触れてあるんですが、障害児、特に発達障害とか自閉症と言われる子どもについての事項はほとんど触れられていない。障害児も子ども・若者のところに含まれるようになったはずなんですが、そこに全く触れられてないというところに少し不安を持って読んでいました。

「滋賀県地域福祉支援計画の取組状況」のスクールカウンセラーのところなんですが、今、

特別支援学級とか特別支援学校のところで発達障害がある子どもについて、いろんな壁やハンデがあり、なかなか理解が進まないようなことがあります。そこにカウンセラーも携わっていただいているかなと思いますが、福祉専門職と生徒が関わるというよりも、子どもに直接教育を施す特別支援学校とか学級の先生自身が研修を受けて福祉を意識して繋がり、子どもの発達の保障に携わっていただかないと、地域の中でそういう子どもたちが引きこもりや、自殺に向かっていったり、ということになる。福祉の視点を学校の先生自身が持っていただく必要がある。もっと福祉と学校教育の連携を取れるような取組をこの中に入れていただけたらどうか、と思いました。

（事務局）

まず、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーについてですが、令和5年度の時点で小学校、中学校、高等学校に配置されております。現状、カウンセラーについては特別支援学校にも配置等しながら、進めているところです。学校の教員に向けての取組ということで、スクールソーシャルワークスーパーバイザーの方から、教員向けに、障害のある子どもなど福祉の視点を交えた研修の充実を図るようなことを現状でも行っております。御意見いただいたことを踏まえて、これからもさらに進めていければと考えております。

（委員）

高齢者福祉施設内での入居者による差別事件が数年多くなっています。

高齢者福祉施設の中で部落差別事件が発生した際に見えてきたことですが、福祉施設で権利擁護とか人権に関する研修は、確かにされていますが、問題は、部落差別に関する研修がされていないということです。高齢者の方ですから、認知症の方もいらっしゃいます。部落差別が当たり前の時代だった何十年前の社会の意識のままでずっと過ごして来られていて、施設の中で差別発言をするという事件が結構多発している。そういう人たちの発言に対して、ヘルパーさんたちや介護福祉士の職員さんたちが聞いたときに、どう指導していくのかということがまさに問われる。

職員さんの部落差別問題に関する研修を進めていかないと二重三重の差別を起こしてしまうということになるので、私はこの福祉計画の中に高齢者福祉施設の職員さんたちの、「いわゆる一般的な人権研修をしましょう」じゃなくて、「部落差別に関する研修をしましょう」ということを入れてほしいと思います。

部落差別、障害者差別、女性差別、そういう様々な人たちに対する差別を総称して「人権問題」と言っているだけであって、人権問題を具体的に取るためには、個別具体的な差別の問題について、問題提起をして取り組んでいただくということが必要ではないかと思います。

高齢者福祉施設等々の職員研修の中に、部落差別の問題に関する研修をやはり義務づけていく、そういうことを計画の中に盛り込んでいただきたいということです。

(事務局)

高齢者福祉施設、障害者福祉施設もそうですが、働いている職員の方で、特に若手職員の方につきましては、そういった部落差別に関する知識があまりないような状態で勤務されている方がいらっしゃるように思っております。利用者の方が差別発言をされたときに、気づくことができるよう、しっかりと施設の方で研修が実施されるようにと考えております。

現状、数年の1回の範囲ですが、実地指導を行っており、こういった人権研修を実施しているのかということを知りたいと考えております。数年に1度の実施になりますので、高齢福祉施設に関しましては、今年度、施設の方に、こういった形で研修をしているのかということを一斉に調査をしたいと考えております。その結果も踏まえてどのような対応ができるのかということを考えていきたいと思っております。

(委員)

私たちは、「障害者」だけでなく「障害児」についても多く出前講座をさせていただいてることもあります。言葉の使い方だけになりますが、取組状況の14ページの「障害者への支援」というところで、「障害児者」と私達も意識して使うときもありますので、制度の言葉自体は「障害者の差別のない共生社会づくり」等となっていますが、使うときには「障害児者」としていただければありがたいなと思いました。

(事務局)

御意見ありがとうございました。計画策定段階で修正するようにいたします。

(委員長)

それでは計画の改定の中身の話もしていただいております、次第の(9)までございまして、先に次第の(8)の「本県の地域社会を取り巻く現状」の説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【事務局より資料5について説明】

(委員長)

ありがとうございます。現状の中身について、御質問がございましたら挙手でお尋ねいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

(委員)

27ページの「地域におけるつながりの状況」で、特に「地域と特につながりがない」という方が30.4%ですが、去年、県営住宅に住んでる方から、虐待というか嫌がらせを受けていると

相談を受けて、なかなか解決できず、民生委員さんか、市議員さんか、どこに相談したらよいのかわからないことがあった。つながりがないからそのようになってしまうのかと思う。

（事務局）

お尋ねの件について、民生委員の方もおられますし、重層的支援体制の整備の窓口で対応できる体制もございますので、まずは、市役所の窓口や福祉事務所の窓口で御相談いただきたいと思います。

（委員長）

重層的支援体制整備という窓口が各市町にできつつあります。そこでは、大体どんな相談も受けもらえるということですね。

（委員）

「取り巻く現状」のそれぞれのデータの時点が異なるのは、実態調査ができていないからか。

（事務局）

資料に記載しております統計などのデータにつきましては、今入手できるものの最新のデータをそれぞれ記載しておりますが、調査が、毎年度されていないものもございますので、時点が異なっているものでございます。

（委員長）

できるだけ新しいデータがあれば掲載してくださいということかと思いますのでまたよろしく願いいたします。

（委員）

11 ページの「子どもの貧困率」の関係ですが、滋賀県では、子どもの貧困の状況について、実態調査をやっているのでしょうか。

（事務局）

国が元々全国的に、国民生活基礎調査という調査を行っていますが、滋賀県のその分のデータはございません。滋賀県の方では、生活保護および就学援助制度により学校費用の援助を受けている児童生徒の状況から独自に推計したデータがございます。これが大体国が示している貧困率とほぼ一致しておりますので、そのデータを収集しているところでございます。ちなみにそのデータは大体 12%となっております。

(委員)

できれば、滋賀県は滋賀県として実態調査をやってほしいと思う。私達は大体、所得で、貧困かどうかを判断しており、それも一つですが、もう一つは、様々な体験ができているかどうか。例えば、子どもに夏休みキャンプ行くとか、あるいは家族連れで遊園地に行くとか、そういう様々な体験をしているかどうか。貧困家庭はそういういろんな体験をする、チャレンジをする機会がない。そのことが子どもたちの成長発達のとときに大きな影響があるのです。

単に所得だけで見るのではなくて、そういう視点からも把握をしていくためにも、子どもの貧困について、滋賀県として実態把握をしていく、そこから見えてくる。調査を通じて具体的に見えてくる課題があると思います。例えば、そういう体験をたくさんしている子どもたちとそうでない子どもたちが見えてきたら、体験を少ない子どもたちにより多く体験できるための県の施策を展開するとか、県の施策の新たな方針が見えてくると思います。まず、そういう調査をやっていただきたいと思うので、ぜひとも検討していただきたいと思います。

(事務局)

子どもの貧困に関しましては、単なる経済的な困窮だけではなく、機会の格差、その格差解消が重要だということは、今回改正されました子どもの貧困解消法にも明確に謳われております。次年度からの子どもの貧困対策につきましても、そういったことに着目いたしまして、例えば、ヤングケアラーの支援とか、各市町と連携した子どもの貧困対策について、取組の中で、今委員がおっしゃったような実態をどのような形で適切に把握していくか検討してまいりたいと思います。

(委員)

「孤独感を感じている人の割合」の中で、「全体として何%」というお話でしたが、「特にこういう人たちが孤独を感じている」という、もっと細かい年代や属性に関する分析を進めると、孤独を感じている要因の把握に繋がるのではないかと思います。もっと細かな調査というのは行わないんでしょうか。

(事務局)

手元に詳細な資料がなくて記憶で答えさせていただいて大変恐縮ですが、滋賀県、比較的、若者の方の孤独感を感じる方が多かったと、令和4年度の県独自調査で出ていたと思います。そういった中で、孤独・孤立について、やはり相談機関等にまずつながっていただくことが重要と考えておりまして、比較的、若者の方が1人になるような場所、例えば漫画喫茶などに、孤独・孤立に関する啓発のものを置かせていただくといったことをしております。

(委員)

調査に答える人というのは、おそらく選ばれた人なのではないかと思うのですが、このよう

な調査の対象に選ばれなかった人の方が孤独を感じる人が多いのかなという印象はあります。調査されなかった人に対しても、孤独や孤立を感じている人の意見を聞き取って、孤独・孤立感の解消に向けて取り組むことができればいいかなと思いました。

(委員)

資料5の25、26 ページ、「再犯防止に係る状況」のところで、26 ページの上の表で再犯者が滋賀県の場合でも44.8%、と半分ぐらいが再犯者ということですが、この中の高齢者や障害者の割合など詳しいことがわかれば教えてもらっていいでしょうか。

(事務局)

記載の再犯者数については国の方からデータを提供していただいておりますが、今、細かいデータを持ち合わせておりません。

(委員)

おそらく7割から8割は高齢者・障害者ではないかと言われていますが、先ほどの孤独・孤立の状況の結果として、高齢者・障害者の方が、刑務所から出てきてもまた孤立になって再び罪を犯すということであれば、サポートが必要ではないかと思ひますし、滋賀県の場合は保護司の新庄さんの事件等もありましたので、保護司の方のサポートも重要なことではないかと思ひます。保護司の方へのサポートもしくは各自治体で保護司さんをサポートするような事例があれば教えてください。

(事務局)

以前、保護司の方にアンケートをとらせていただいた中で、やはり保護観察が終わられても、継続的に保護観察対象者であった方と繋がり続ける、息の長い支援が重要だという御意見をいただいているところです。

これを受けまして、保護司の関係団体の皆様の御協力を得まして、保護司の方と、保護観察対象者の方が保護観察終了後も、コミュニケーションが取れるような継続した関係性を構築したいという御希望がある場合に、一定、保護司の方が面談をしたり、そこに出向いていただいたりする費用を県で支援させていただくという制度を設けているところでございます。

(委員)

今後も支援の方よろしく御願ひします。

(委員長)

それでは、まだまだ質問があろうかとは思ひますが、次第の(9)の話をしていただき、計画の中身の話を少し交えながら、また御質問を出していただいたらと思ひますので、次第の(9)

の滋賀県地域福祉支援計画の改定について、事務局から説明をお願いします。

【事務局より資料6-1～6-3について説明】

（委員長）

ありがとうございました。大体あと30分弱程時間がございます。ここがメインのところになりますので、ぜひ積極的な御発言をお願いしたいと思いますが、先ほど、資料の6-1で説明のありましたとおり、このあと総合企画専門分科会で調査・審議が行われます。指名委員以外の方は、こうした機会に御発言いただかないとなかなか意見が反映されませんので、ぜひ、委員で御発言されていない方も含めまして、御意見いただきたいと思います。

（委員）

「8050問題」と、「ダブルケア」について説明してください。

（事務局）

ありがとうございます。8050問題は、80歳を50歳が介護をしているという状況のことです。ダブルケアは、自分の親、それから自分の子どものように二世帯を同時にケアしている状態でございます。

（委員）

今の8050問題ですが、80代の親に対して、その年金等を当てにして、50代の子どもが、すがっているということだと私は認識しております。

（委員長）

説明はもう少し丁寧にしていただいた方が良かったと思います。中身について、具体的にこんなことを計画に盛り込んだら、といった御意見をお願いします。

（委員）

本質的な話を一つさせていただけたらなと思っています。基本理念についてとか方針についてとかの以前の話なんですが、滋賀県から今ここに来てくださってる19人の方のうち18人は男性です。ここに書かれていることは、多様性を尊重しようとか、いろんな属性の人が全て幸福を感じられるようにしようということですが、そういうことを考える意思決定の場に均一な方しかいないということに対する、私達自身の意識というのはどういう程度なのかと思いました。

それは、女性を含めるとかそういう話ではなく、この委員のメンバーは、割と属性や年齢、所属、背景が多様です。もちろん意識してくださることはすごく尊敬して感謝していま

す。ただ、こういう計画を作るときに、「揚げ足をとられない完璧な文言を作る」ということが着地点になりがちだと思いますが、計画を作るときに、私達自身は、生き生きしてるんだろうか、作っている自分が楽しいか、完璧な計画を作った先に私達はどのような生活があるのか、といったことを思います。

それよりも私は、身近に接している子たちが、死にたいと思うかどうか、命ののった、魂ののった、モチベーションのある、パッションを感じる、物事を変えたい、よくなったらいいと思う、という、本気を寄った場になっているのか、という意識を共通して持てたらいいなと思いました。

なので、この計画に携わっている方々の属性とか背景とか特徴っていうのがあまり多様な状況ではないっていうことは、すなわち、そのお一人おひとりが悪いという意味ではなくて、そのお一人おひとりも、ある一定の属性しかその場で認められず、自分の個性がその場では価値として扱われない、自分はどうあらなければいけないという枠の中でお仕事をされているということだと私は理解します。

例えば、高齢の男性しか席に座れない社会というのは、その高齢の男性御自身にとっても、ある一定の、この像を生きるしか認められない、自身の中にある他の個性を発揮すれば、排除される、評価されない、というような組織や社会だと思うので、おそらくこういう計画以前に、県庁での働き方とか、自分の人生が、自分の個性や価値、違いを尊重して楽しめているのか、といったことを私達はもうちょっと意識して日本社会を、滋賀県を作っていきたいなということを思いました。

（事務局）

計画を作るにあたり、どうしても揚げ足を取られないような隙のない計画を作るとか、全部の分野を網羅するといったことに視点が行きがちでございます。それはそれで大事なことでありますが、本気の気持ちを持った、魂のこもった計画になっているのかということにつきまして、そのような気持ちで取り組みたいと思います。メンバーは、皆様それぞれのポジションで臨んでいただいていると思いますし、熱い議論を交わしていただければと思います。

（委員）

第6章の「取組の内容」について御意見させていただきたいです。まず、最初に「Ⅲ 教育機関・事業所・地域住民等との協働で取り組む、「滋賀の福祉」人づくりの推進」のところですが、4月から龍谷大学の社会学部が滋賀から移転され、福祉を育てる大学が、滋賀県内で非常に厳しい状況になっています。

今後、一層、大学との協働というところで、人材不足である滋賀の福祉事業所に質の高い福祉専門職を輩出していただきたく、今後、いろんな協働の事業がどんどんできるといいなと思っております。他にも福祉の専門職を育てる大学は滋賀県にもありますので、ぜひ、一層、協働を図っていただけたらなと思っております。

あともう一点、Ⅱの「だれ一人取り残さない環境づくりの推進」の中の(4)の「②地域福祉権利擁護事業の推進」、「③成年後見制度の利用促進」について、先ほどの滋賀県の状況の中で、地域福祉権利擁護事業の利用者数は横ばいと御説明いただいたんですが、今後、これを推進していただくのであれば、成年後見制度の保佐人、補助人が増えている中で、どのように両立、どのように棲み分け、また、両方利用できる可能性を広げていただけるとか、そのあたりの御意見を聞きたいと思っております。ぜひそのあたりの方針をこの計画に盛り込んでいただけるといいなと思っております。

(事務局)

まず、大学との連携、非常に重要な視点だと思います。ぜひとも、計画の策定段階でその視点を意識して作っていききたいと思っております。

続きまして、2点目の権利擁護の御質問ですが、今、国の方で成年後見制度に係る民法改正について議論が行われております。また、地域福祉権利擁護事業の利用者が横ばいというのは、契約が終了した方が出てきて、新しい利用者が契約するという状況で、上限を迎えているというような状況を市町の社協社会福祉協議会の方からも聞いているところです。そういった中で、後見人や法人後見受任団体の養成などについて、権利擁護に関わる市町や団体の皆様から御意見をいただいているところですので、国の動向も確認しながら両立できるような制度というのは一緒に考えさせていただきたいと思っております。県社協の方でも権利擁護支援の重要性について会長の熱い思いも聞いておりますので県社協とも一緒に相談しながら進めさせていただきたいと思っております。

(委員長)

ありがとうございます。地域福祉権利擁護事業はもう財源の上限に達していて、これ以上件数が伸びないというのが現実でございますので、民法改正の議論の中にぜひ入れていただきたい、権利擁護支援の報酬の中に取り入れていってもらいたいという要望は持っております。それでは、他に御発言、ぜひお願いします。

(委員)

私は今度の専門分科会の委員として、参加させていただくときの議論にも反映したいなと思っておりますが、第6章の「追加検討事項」に「複合・複雑化する地域生活課題」というのが挙げられてますが、地域生活課題というのはとてもたくさんあると思います。例えば老々介護であるとか、障害者分野であつたら老障介護が、とても問題になっていたりして、他、私が今思っていることと合わせて、おそらく他の分野で御活躍の方は、もっとこんなことを入れてほしいとかいうことがたくさんあると思います。

文章が限られているので全部を文章として入れられる訳ではないかと思いますが、現行計画の上なぞりというか、修正、追加ということにとどまらず、新しい課題もたくさんでてきてる

と思うので、思い切ってあと一章増やしてみようかとか、そういったことも併せて検討ができればいいなと思っている次第です。

（事務局）

ありがとうございます。まさにそのような検討をしていただきたいと思っておりました。ぜひ声を届けていただければと思います。

（委員）

現状報告の資料 5 の 18 ページのところで、NPO 法人が県内では減ってきているというグラフもありました。NPO 法人が減っている傾向と対策、理由が何なのかなと思いました。内容の方にも参画促進といったことが入っているので、今後はその施策の中に、NPO 法人と連携していきましょう、といったところも入れていただきたいと思います。できれば、立ち上げた後、有識者の方からの運営継続のためのサポートがいただける体制を考えていただけると、若い人たちの力が福祉分野でもっと生かされていったり、また現行の NPO 法人も更なる活動ができて、本当に必要とする人たちのお役に立てるのではないかなと思います。減ってきているという現状がわかったところですので、立ち上げた後のサポート体制の方も組み入れていくと良くなるのではないかなと思いました。

（事務局）

NPO の数が減少しているというところについては、理由については把握しておりません。子ども・若者施策等でもやっている事業があるかもしれませんが、健康福祉政策課としましては、重層的体制支援整備の中で、様々な地域活動を支援する取組をしております。県から NPO 法人にお願いをして、地域活動をしている方々の優良事例の紹介やいろんな地域活動されている方々の横の連携を強化していただくような研修会をしていただいていますので、またそういった取組もいろんな周知をして広めていきたいと思っています。それが地域に根付いて、地域の中で住民の方と一緒に地域共生社会をつくっていくような取組に協力させていただきたいと思っています。

（委員）

第 6 章の(2)「地域住民の参加による地域の支え合い・助け合い活動の推進」のところで、NPO が減ってきているというお話もありましたように、こういった地域活動の担い手になる若い方が本当に減ってきていることを私達もすごく実感しています。というのも、女性の社会進出が進んだということもあるんですが、やはり、ほとんどのお母さんたちが、子どもが1歳かそれまでに社会に復帰していくという状況にあります。そのため、昔のように専業主婦の方が地域で何か活動を始めて大きくしていくといったことがもうほとんどなくなっているかという状況ですので、これまでとはまた違うアプローチが必要かなと思っています。

今までは地域から徐々に徐々に人を育てていくというのも、一つ大きなアプローチであったと思うんですが、働いていらっしゃる企業を通して、地域に落とし込んでいく、具体的にどうしたらいいか私もまだわからないんですが、本当に今までとは別のアプローチがここは必要かなと感じています。

(事務局)

ありがとうございます。NPO は、非常に重要な活動主体だと思っております。企業を通して新しいアプローチなど、ぜひとも参考にしながら考えていきたいと思えます。

(委員長)

たくさん良いアイデアを出していただいています。

(委員)

私が活動している多賀町の方に、ヤングケアラーの子がいるのではないかと聞いています。資料 5 の 13 ページに、「ヤングケアラーの状況」とあり、「いると回答した学校」と書かれていますが、個人情報でもありますし、ヤングケアラーの子たちがどれぐらいいるのかという把握はなかなか難しいかなとは思っています。

「支援を必要とする人が必要な支援を利用できる『だれ一人取り残さない』環境づくり」と書かれており、また、「ネットワーク化の推進」とも書いてありますので、情報の把握や、NPO など、いろいろな団体にも共有できるような、そういったところがもっと進めばいいなと思い、共有させていただきました。

(事務局)

県庁内でも、「ヤングケアラー庁内連絡会議」という会議をしております、ヤングケアラーの実態が個人情報の関係で難しいというのは、担当課から聞いているところでございます。ただ、実際ケアラーの方がいるというのは実情ですので、介護を担っておられる子ども・若者の方については、ケアマネージャーさんが最初に気づく要因にもなろうかと思えますし、NPO の方やいろんな既存の支援者の方に、ケアラーに気付いていただくような、支援者向けの研修を、孤独・孤立の視点も含めて庁内で連携して実施しております。まず、気づきのところから必要な相談機関に繋いでいくようなことができないかと県では考えているところでございます。

(委員長)

ありがとうございます。お時間も迫ってきております。委員の皆様、本当にいろんな御意見ありがとうございます。いろんな意見が全部載せられるわけでもないですし、今仰ったように、どういう形で計画を作っていくかというのは大事な事かと思いますが、特に、ケア

ラーの問題について、京都市でケアラー支援条例ができています。全会一致で議決された条例だそうですが、そのケアというのは今のヤングケアラーの話ではなく、様々なケアをケアラーと呼ぼうと、非常に画期的な条例だと聞いています。そういう中で広く視点を変えながら、地域福祉支援計画ができていくといいなと思います。たぶん皆さんの意見もそういう意見だったのではないかなと思いますので、ぜひ、事務局の方で良い計画にさせていただくようお願いしたいと思います。

それでは、委員の皆様におかれましては、長時間にわたりまして、熱心に御審議いただきましてありがとうございました。まだまだ御意見あろうと思いますが、専門委員の方にぜひ議論を深めていただきたいと思いますし、皆様方にも意見照会があるかと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。それではここで終了させていただきます。司会へお返しします。

(司会)

本日いただきました御意見につきましては先ほど御説明させていただきました通り、来年度、開催させていただきます総合企画専門分科会におきまして、具体的な計画改定を議論いただく際に、事務局より分科会委員の皆様に報告させていただきたいと思います。

また資料 6-1 の裏面の下段にあります今後のスケジュールで説明をさせていただきましたが、分科会におきまして、計画素案が策定できましたら、審議会委員の皆様にも文書にて照会をさせていただきたいと思います。

またその際、御意見いただければと思いますのでよろしくお願いします。

来年度の審議会につきましては、11 月に開催を予定しております。その審議会におきまして、計画改定に係る答申をいただきたいと思いますと考えておりますのでよろしくお願いします。

それでは、最後に健康医療福祉部次長の奥山よりお礼の言葉を申し上げます。

(健康医療福祉部次長)

健康医療福祉部次長の奥山です。閉会にあたりまして、一言お礼申し上げます。市川委員長はじめ、委員の皆様には貴重な御意見を頂戴しまして誠にありがとうございました。

また、それぞれのお立場で頂戴いたしました御意見、御示唆等につきましては、今後、この計画を策定していく中で、しっかりと参考にさせていただいて、活かしていきたいと考えております。

本計画につきましては、先ほど来、御案内ございますとおり、本日の審議会での御意見を踏まえて、来年度、予定しております総合企画専門分科会を核に御議論いただき、より深堀をして検討していただきたいと思いますと考えてございます。また、その結果につきましても、来年度のこの審議会において、御報告をさせていただいて、あらためて御意見を頂戴したいと考えておりますので、引き続き、御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

皆様、本日は、本当にありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。皆様ありがとうございました。